

相続登記はお済みですか？
抵当権抹消登記はお済みですか？

登記のことなら
司法書士・行政書士
木口事務所

におまかせください！！

Q 相続登記って義務なの？

A 義務ではありません。しかし、放置しておくといくつかのデメリットがあります。

Q 相続登記をしてなかったらどうなるの？

A まず、亡くなられた方の名義のままでは、売買や贈与による所有権の名義変更ができません。不動産を担保に、お金を借りることも難しくなります。また、遺産分割で相続人となった方の所有権が、第三者（財産を取得しなかったはずの相続人に対する差押債権者等）に否定される場合もございます。

Q 2世代（亡祖父・亡父）の相続登記は1件でできるよね？

A できる場合がございます。しかし、さまざまな要件があり、必ずしも1件でできるとはかぎりません。また、祖父から父への相続登記を放置しておいたことにより、相続人の数が増えること、古い書類は収集が困難となること等により、登記費用が高額になるおそれがございます。

不動産登記

商業登記

簡裁訴訟代理

成年後見

各種書類作成

松山南部 石井の

その他法律相談

司法書士・行政書士 木口事務所